

千葉県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、人材不足が喫緊の課題である訪問介護等（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。）サービスについて、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や事業所の経営改善に向けた取組を、地域の特性や事業所規模等に応じてきめ細かく支援することで、訪問介護等サービスの担い手の確保及び経営の安定化を図り、地域における必要な在宅介護サービスの提供体制を確保するため、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱（令和7年2月5日老発0205第3号）及び千葉県補助金等交付規則（昭和32年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、千葉県内に所在する訪問介護等サービス事業所を運営する事業者（以下「事業者」という。）とする。

(補助対象からの除外)

- 第3条 補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
- ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

（３）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

２ 規則第１７条第１項第３号の知事が定める者は、前項第２号又は第３号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人、その他の団体）とする。

（交付の条件）

第４条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（１）事業の内容の変更をする場合（知事が認める軽微な変更は除く。）には、知事の承認を受けなければならない。

（２）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（３）事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（４）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかななければならない。

（５）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（６）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（７）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（８）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費

税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入れ控除税額が 0 円の場合を含む。）には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事へ報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を千葉県に返還しなければならない。

- (9) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は地方公共団体の負担又は補助を受けてはならない。
- 2 前項第 1 号に規定する軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。
- (1) 補助金の交付決定額の 20 % を超える増減につながる事業費等の変更
 - (2) 事業実施主体の変更
 - (3) その他事業内容に重要な影響を与える変更

(補助対象事業等)

第 5 条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助基準額並びに補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象事業の事業内容ごとに、補助対象経費の実支出額、補助基準額及び総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して最も少ない額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(申請の手続等)

- 第 7 条 規則第 3 条の規定による申請書は、別記第 1 号様式のとおりとし、別紙 1 から別紙 4 までの書類を添付しなければならない。
- 2 前項に定める申請書及び添付書類の提出期限は、別に定める。
- 3 申請は法人単位とする。
- 4 申請者は電子申請を使用する場合、誓約書（別紙 3）及び役員等名簿（別紙 4）を原本で保管しなければならない。

(計画変更の承認)

第 8 条 第 4 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当して、知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（別記第 2 号様式）又は補助金中止（廃止）承認申請書（別記第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、事業完了の日から起算して30日を経過した日（第4条第1項第2号に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該通知を受理した日から30日を経過した日）又は事業実施年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書（別記第4号様式）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第10条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をするときは、請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第11条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、前条の規定により既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について県に返還することを命ずる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第13条 第4条第1項第8号の規定により報告をしようとする場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月17日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象事業	補助対象経費	補助基準額	補助率
1 人材確保体制構築支援事業	経験年数が少ないホームヘルパー等への同行支援	事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが、一定期間、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費。ただし、老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等高齢者向け集合住宅の入居者に対するサービス提供における同行支援に係る経費は補助対象外とする。	（１）中山間地域等に事業所が所在する場合 ・30分未満の同行支援１回につき3,500 円 ・30分以上の同行支援１回につき5,000 円 （経験年数の短いヘルパー１人につき30回までとする。） （２）中山間地域等以外に事業所が所在する場合 ・30分未満の同行支援１回につき2,500 円 ・30分以上の同行支援１回につき4,000 円 （経験年数の短いヘルパー１人につき30回までとする。）	10/10
2 経営改善支援事業	小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援	小規模な法人を中心とした複数の法人により構成される事業者グループが、相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組に要する経費。なお、事業者グループには、次のいずれかに該当する法人を１以上含むこととする。 （１）１法人あたり１の訪問介護等事業所を運営する法人 （２）運営する訪問介護等事業所の月延べ訪問回数が平均200回以下である法人 （３）運営する訪問介護等事業所の職員数が常勤換算方法で平均５人以下の法人 （４）運営する訪問介護等事業所が全て中山間地域等に所在する法人	・対象法人の要件（４）に該当する法人を含む場合 １事業者グループ当たり200 万円 ・対象法人の要件（４）に該当する法人を含まない場合 １事業所グループあたり150万円	

注 中山間地域等とは、「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」（平成２１年厚生労働省告示第８３号）の第１号に定める地域をいう。